

2008 27004 A

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 田島 良昭
平成 21 年 (2009) 年 4 月

様式A(7)

厚生労働科学研究費補助金研究報告書

平成21年 4月 10日

厚生労働大臣

外 添 要 一 殿

住 所 〒855-0054 長崎県島原市古丁2-2-66
フリカナ タシマ ヨシアキ
研究者 氏 名 田 島 良 昭 印
(所属機関) 社会福祉法人 南高愛隣会

平成 20年度厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合 研究事業)に係る研究事業を完了したので次のとおり報告する。

研究課題名(課題番号)：虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究 (H18-障害-一般-006)

国庫補助金精算所要額 : 金 6,354,000円也 (うち間接経費 0円)

1. 厚生労働科学研究費補助金研究報告書表紙 (別紙1のとおり)
2. 厚生労働科学研究費補助金研究報告書目次 (別紙2のとおり)
3. 厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書 (別紙3のとおり)
4. 厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書 (別紙4のとおり)
5. 研究成果の刊行に関する一覧表 (別紙5のとおり)
6. 研究成果による特許権等の知的財産権の出願・登録状況
7. 健康危険情報

別紙 1

厚生労働科学研究費補助金 研究報告書 表紙

別紙 2

厚生労働科学研究費補助金 研究報告書 目次

別紙 3

厚生労働科学研究費補助金 総括研究報告書

別紙 4

厚生労働科学研究費補助金 分担研究報告書

別紙 5

研究成果の刊行に関する一覧表

厚生労働科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
(H18-障害一般-006)

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 田島 良昭

平成 21 (2009) 年 4 月

目 次

I. 総括研究報告

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

田島 良昭

II. 分担研究報告

1. わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査と諸外国の文献調査

藤本 哲也

2. 虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状

山本 譲司

3. 触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

清水 義恵

4. 現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活の現状と課題

高橋 勝彦

5. 現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

酒井 龍彦

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 田島 良昭

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

研究分担者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

藤本 哲也	中央大学法学部教授 犯罪学博士
山本 謙司	ノンフィクション作家
清水 義憲	更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長
高橋 勝彦	宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長
酒井 龍彦	社会福祉法人 南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 常務理事 所長

A. 研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。

B. 研究方法

罪を犯した障がい者の地域社会に向けた必要な支援を整理し、地域移行を促進する目的で、各種実態調査を実施し、現状の把握と問題点を探るとともに、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携による具体的な取り組み、法的整備に関する課題や解決策をまとめることを目的に、研究分担者がそれぞれの研究課題に向け取り組む。

平成 18 年度は、法務省矯正局の協力のもと全国規模で「知的障害者またその疑いのある受刑者調査」及び「罪を犯した障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題」の実態調査を進め分析を行なう。矯正施設と連携を行い、実際に罪を犯した障害者の福祉サービス利用までの課題を整理する。また障害者が被告になった場合の刑事裁判の実態調査を行い福祉施設の支援のあり方の検討を行った。

平成 19 年度は、全国の救護施設と知的障害者施設へ罪を犯した障害者の受け入れの実態調査を行った。また触法障害者への先進的福祉政策に取り組んでいる、オーストラリア・ビクトリア州のヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換を行った。

これらの研究成果を踏まえ、3 年計画の 3 年目となる平成 20 年度は、次の項目の研究を進めると共に 3 年計画のまとめを行った。

○ わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査と諸外国の文献調査（藤本研究分担者）

- ・ 諸外国の知的障害者の取扱い方（法律・犯罪類型・矯正処遇等）及び刑事裁判についての調査
- ・ 刑事施設内の受刑者状況調査

- ・ 新しい民営刑務所（PFI 刑務所）の視察
- 罪を犯した障がい者を取り巻く司法と福祉の現状（山本研究分担者）
 - ・ 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態及び支援事例と出所後の受け皿探し等の実践活動から見えてきた福祉的・司法的課題の整理
 - ・ 矯正施設における障害者の処遇
 - ・ 更生保護施設の実践事例
- 更生保護事業の現状調査（清水研究分担者）
 - ・ 支援モデル事業における仮釈放準備調査、保護観察の役割について検討
 - ・ 刑務所受刑者の満期釈放に至った事例の背景について抽出調査
 - ・ 具体的事例を通じて更生保護と福祉との連携の方策を検討し、更生保護事業の担い手の役割、可能性について検討する
- 「現行制度における罪を犯した障がい者の地域生活の現状と課題」に関する調査分析（高橋研究分担者）
 - ・ 矯正・更生保護施設から罪を犯した知的障害者の支援について検討
 - ・ 県内の相談支援事業所における相談事例等の実態調査
 - ・ H18年度の事例の追跡調査の実施
- 罪を犯した障がい者の地域生活に向けての支援のあり方（酒井研究分担者）
 - ・ 全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の処遇調査と考察
 - ・ 社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）における罪を犯した障害者の地域移行に向けた個別支援計画の確立と検証
 - ・ 平成 18、19 年度に実施した事業の総合的な検証及びまとめ

（倫理面への配慮）

倫理面への配慮としては、罪を犯しやすい障害者に関する課題を協議するとき社会防衛の視点がクローズアップされ、社会的隔離政策に傾くことがある。一方国民の十分なコンセンサスのないままの自立に向けての施策は、国民に認知されない一部の隠れた存在になりがちである。正確かつ確かな数的情報を公開すること、障害そのものの理解を求める啓発活動を平行して行う必要がある。

モデル事業による受け入れや、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて厳格に管理する。

C. 研究結果

平成 20 年度及び 3 年の研究結果は次の通りである。

ア) 藤本グループでは平成 18 年に法務省の協力により、全国 15 か所の大規模刑務所に入所している 27,024 名を対象に調査を行った。調査結果では、一般刑務所に知的障害者が 410 名（医師又は技官が所内処遇困難な者の中より判定）（1.5%）いることが判明した。うち、療育手帳所持者はわずか 26 名（6%）であった。このため出所後、福祉の支援を受けられない人が多い。再犯者は 285 名（約 70%）であり、うち 5 回以上が 162 名（57%）であるが実刑は初めてでもそれまでに何度も罪を犯している者が多いと思われる。

罪名は 1 位 窃盗（43.3%）、2 位詐欺（6.8%、無銭飲食や無賃乗車）であり、刑期が 2 年以下（35.6%）

と比較的軽い罪を繰り返す。その背景として、80.7%が無職、学歴は中学生以下が86.1%、前刑データによると身元引受人が必要な仮釈放を受けた人は20.0%であり、出所者全体の仮釈放が56.6%と比較すると非常に少ない。80%が満期で出所する。誰も支える人がない状態であるために、3か月未満での再犯が32.3%、1年未満が60%という、非常に短期間で再犯に至っている。犯罪の動機としても「生活苦」が36.8%で最も多かった。

家族も福祉制度という支えがないゆえに、軽度な犯罪を繰り返し刑務所に収容される現状が明らかになった。住む家もなく、経済的にも追い詰められ再犯を犯すまでに数日間、食事をすることもできず水だけの生活を経験した者が何人もいた。

イ) これらの矯正施設から社会につなぐ重要な役割を果たしてきたのが、更生保護委員会が決定する仮釈放の制度である。

平成18年9月中に全国の更生保護施設101か所から退所した479名について調査を行ったところ、潜在的に知的障害を有すると思われるIQ69以下は91名、20%であった。しかしながら、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムは用意されておらず、移行先が福祉施設だったものは1名、その方も身体障害者があり福祉の支援ニーズに応えた者ではなかった。

更生保護施設は最長6か月での退所が義務付けられており、施設側としてはそれを前提とした受け入れになる。そのため短時間で就労自立が可能な人が優先され、長期利用や滞留になりやすい高齢者や知的障害者の受け入れは少ない。施設側としても障害者の職業能力開発・雇用促進の制度や福祉サービスについての知識が少なく、関係機関との連携も出来ていない。また、施設の職員体制や施設の規模、予算上の委託期間の観点から、現行の制度では高齢や障害のある被保護者を社会的自立までに導くには困難であることがヒアリング調査から明らかになった。

ウ) 一方で障害者施設での受け入れ状況はどうなっているのか。

酒井グループでは平成18年に全国2,350法人の知的障害者施設を対象に罪を犯した、又は反社会的行動のある人の受け入れ調査を行った。対象者を受け入れた法人は、14.0%であった。その内、療育手帳の等級では82.6%が、障害程度区分では50.4%が中度・軽度の障害である。「手がかかる(精神的、肉体的)」が施設に受け入れて最も大変だったこととして選択されている。平成19年に受け入れた法人を対象にした調査では、再犯(問題行動を含む)率は37.5%であり、これらを踏まえ通常の利用者に対して3倍の職員配置がとられていた。

だが、軽度・中度を持つ「社会適応性」における障害については、現在の障害認定区分の判定項目に含まれていない。それゆえに上記の提供できる福祉サービスを越えたサービスは施設側の経済的負担となっている。罪を犯した障害者への加算があったのは4事例のみであった。

エ) このような状況の中で、出所受刑者の受け入れモデル事業を行った。ここでの取り組みの特徴は、矯正施設と保護観察所、福祉事業所が合同で支援会議を行い、各々の役割やノウハウなどの情報の共有を行いながら、その連携のもと出所後、スムーズに福祉サービスへつなぐ為の模索を行った。平成18年～19年に3名(うち1名が仮釈放、2名が満期)、更に平成20年度には5名を社会福祉法人南高愛隣会が受け入れ、2名を他の福祉機関へ橋渡しを行った。

受け入れにあたっては、特に「合同支援会議」が効果的であり、双方の情報と知識の共有化が図られ、比較的円滑な福祉サービス移行につながった。ただし、その手続き上では、療育手帳の取得申請、援護の実施市町村の確定、所得保障等で区市町村間にばらつきがあった。

D. 考察

研究結果から伺える課題点は次の通りである。

ア) 出所後すぐ、何らかの福祉サービスを必要とする人が相当数いるにもかかわらず、知的障害者としての障害認定を受け、手帳を有する人が 27,000 人中わずか 26 人である。満期で出所した人で手帳不所持者は福祉の支援を受けることは難しい。

イ) 知的障害者の認定は本人または保護者等が認定申請を行い、各都道府県の判定機関（児童相談所、更生相談所等）で認定判定を受けなければならない。国の統一認定基準がないため、それぞれの都道府県によって若干、判定に差がある。さらに、発達期に発生する障害であるのでおおむね 18 歳ぐらいまでに発生していたことを証明する証言などを求められることがあるので 30 歳をこえて親・家族などがない人の場合は障害認定をしてもらえない場合がある。認定がない場合は障害福祉サービスを利用することが難しい。

ウ) 障害認定を受けても IQ が 50 以上の軽度障害者と認定されれば、年金の受給も難しく、福祉サービスを受けるとき市町村（基礎自治体）が行う障害程度区分が軽く出て、福祉サービスのメニューの一部しか利用できない。裁判所が社会生活をそのままさせられないと判断して実刑判決を下すような社会生活の不適応がひどい人であり、福祉施設での処遇が困難な人ほど IQ は高い場合が多い。

エ) 罪を犯した障害者は親・家族や家庭で配偶者などがいる人も少ない。その為、仮釈放を申請するのに必要な身元引受人がない人が多く、80%が満期出所となっている。このような場合、更生保護施設が全国 101 施設あり、更生緊急保護事業などを実施しているが、障害者を引き受けてくれるところは少ない。

オ) 刑務所を出て誰も支援する人がいないままで社会生活を続けることは重度の障害者はもちろん、軽度の障害者でも難しい。また、矯正施設での生活と一般社会での生活は大きく違い、その格差は計り知れないほど大きい。その為、生活トレーニングや働くための職場実習とを体験できる中間施設と支援のプログラムが必要である。

E. 結論

本研究の対象である累犯障害者とは、法務サイド（矯正・更生保護）と厚生労働サイド（福祉）の連携不足、あるいは福祉サービスの立ち遅れにより、支援の網（セーフティネット）からまれ、法の狭間に落ち込んだ存在であることが明らかになった。

この研究成果を踏まえ、本研究班では厚生労働省と法務省に対して、罪を犯した障害者の地域生活支援を進めるための政策提言を行った。（提言の内容は昨年度報告書を参照）。この提言を踏まえ、以下の様な取り組み及び制度に結実していただくことが出来た。

(1) 法務省における取り組み

法務省矯正局ではすでに PFI 刑務所等において新しい処遇のあり方を検討、実施しておられたが平成 18 年の特別調査に基づき、高齢者、障害者に対する処遇を充実させて社会復帰促進の視点から社会福祉士等の福祉関係職員を配置して入所中から積極的に出所後の準備をおこなっていただくことになった。

保護局では各都道府県の保護観察所に社会福祉士等の資格を有する保護観察官を配置して高齢者、障害者に対応することとなった。また、更生保護施設で積極的に受け入れを進めるために全国 57 の更生保護施設に社会福祉士等の資格を有する職員を採用するための予算を計上していただい

た。

このように送り出す法務省側は矯正局、保護局ともそれぞれ制度を見直し予算も大幅に積み上げていただいた。これに伴い、平成 20 年度後半より 8 管区それぞれの学習会や研究会などを実施され、福祉関係者との共同事業についての取り組みを始めた例も出てきた。

(2) 厚生労働省における取り組み

この政策提言を踏まえ、厚生労働省では平成 21 年度予算(案)新規事業として、「地域生活定着支援センター(仮称)」を各都道府県に 1 か所設置する為の予算計上に結びついた。また、刑務所から出所した者、医療観察法の指定医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、福祉事業所に対して報酬上の評価を行う「触法障害者地域移行支援事業」を決定した。

厚生労働省職業安定局では就労対策の重要性には早くから着目して「刑務所出所者等の就労支援事業」を平成 18 年度から進めていただいているが、相当数の障害者がいることが判明したので障害者雇用促進法を適用した一層の就労支援策と職業能力開発を進めていただくこととなった。単年としては平成 19 年～20 年 厚生労働省障害者保健福祉推進事業において「地域生活定着支援センター」の職員養成のプロジェクトがスタートしている。平成 20 年に同じく、厚生労働省社会福祉推進事業において地域生活定着支援センターの業務内容や法務省関係機関との連携のあり方を具体的に深めた。

○ 「地域生活定着支援センター」の目指す役割

「地域生活定着支援センター」は都道府県事業として、知的障害者等を中心に高齢者や生活困窮者(ホームレス)といった出所者を支援する。

役割としては、①相談支援事業、②コーディネート事業、③福祉サービス事業所の選定と特別加算金支給の算出、④サービス利用の程度区分判定委員会に対して意見書の提出、⑤自立支援基金からの受け入れ事業所に対する準備金支給要請事務等を行うこととしたい。

さらにアフターフォローとしての果たすべき役割が大きい。

- ・ 利用者の満足度調査が大切で利用者と常に連絡をとって要望なり意見を福祉事業者に伝え、処遇改善を図る。
- ・ 3～6 か月単位で適切な処遇がされているかどうか、どのような問題点があるか監査する。
- ・ 利用者への支援上、事業者のみでは解決できない問題が発生した場合は相談に応じて解決策を検討する。

このように地域生活定着支援センターに対する期待は大きく、役割は重大である。そのために運営を支援する組織を作り、地域の各種各層から参加をいただき助言や応援をいただくことが大切である。年間 1,700 万円程度の国の定額補助金のみで諸々の業務を実施することは困難であるので実施主体の都道府県での補助金の上積みが期待される。

公平、中立性を担保するうえで是非必要なことは受け入れ福祉事業所を複数有する社会福祉法人等や入所型施設を中心に経営している社会福祉法人には同県内での地域生活定着支援の委託をさけるべきである。なぜなら、定着支援業務と受け入れ福祉事業業務とは果たす役割が相反する場合が多くあり、同一法人の職員が業務に着いていると他の事業者や利用者からの信頼を得ることは難しい。

障害認定区分については、障害程度区分の 2 次審査に際して意見書を提出することで、課題として指摘した障害程度区分の「環境適応能力」の判定の一助とする。また、受け入れ福祉施設制定にあたっての環境調整にかかる費用については、各県の障害者自立基金から捻出する様に調節中である。この準備金要請に関わる事務手続きを担当したい。

また、矯正施設や保護観察所とは配置される社会福祉士等を交え定期連絡会議を実施する。これまで更生保護施設では、福祉ニーズを持つ被保護者の退所に際しては、自らが環境調整を行っていた。地域生活定着支援センターが環境調整を行うことで、更生保護施設が担っていた不安や負担が軽減できるのではないかと。

○ 触法障害者地域移行支援事業の注意点

地域生活定着支援センターの紹介で触法障害者を受け入れる福祉事業者を支援するために受入れに関する費用と毎日の処遇をする職員などの増員や養成に必要な費用の補助である。

読んで字のごとく、刑務所等を出所した障害者が地域社会に安心して溶け込めるための援助策であり、まずグループホーム・ケアホームや宿泊型の自立訓練ホームなど普通の場所での居宅生活支援が最も重要である。人里離れた入所施設などでの処遇をおこなった場合は特別な処遇経験を有する専門職員などを充分配置しておかなければ重大な事故につながるおそれがあることを忠告しておきたい。長い間、隔離収容されていた人で逃げる力が残っている人は必ず、自由を求めて逃げるようである。

○ 社会福祉法人と更生保護法人との相互の事業乗り入れ

社会福祉法人と更生保護法人がお互いの持っている専門性を活かし、相互に乗り入れる形で、ハンディキャップのある受刑者を支える仕組みを作れないかと考えている。

一つには同一法人による更生保護事業と、障害者自立支援法によるサービス事業の運営である。更生保護事業はナイトケアの処遇が中心になる。昼間空いている建物を使用して、就労移行支援事業等のサービス事業を実施することで、経営的な面も含め幅の広い支援が提供できる。同じ様に社会福祉法人が更生保護事業を運営することで、福祉支援の事務手続等の手立てが整うまでの期間、更生保護施設の利用が可能となる。

もう一つには保護観察所と社会福祉法人との連携による、委託保護等の柔軟な運用である。ある一定の条件を満たす福祉施設には、障害者又はその疑いがあると更生保護委員会が認めた者がある一定期間、保護委託できる仕組みが出来ないか。また福祉サービスが行政の措置から当事者間の契約に移行しているため、契約になじまない人がいる。このような場合保護委託を利用できないか。

これらについては現行法でも可能な部分もあるが、相互の乗り入れを促進するには、設置条件の緩和等が必要となる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

・平成 20 年度は、宮城県と長崎県で開催された福祉セミナーにおいて、当研究の研究代表者・研究分担者がシンポジストとして参加し、当研究の目的や進捗状況、研究課題について発表した。

・財団法人 日本障害者リハビリテーション協会の補助金により、平成 21 年 2 月 18 日に全社協灘尾ホールにて、平成 20 年度障害保健福祉総合研究事業 研究成果発表会を実施した。

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

特になし。

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト（参考）

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	なし				

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
平成20年度（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

研究分担者 藤本哲也

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

（研究協力者）

多田 一	財団法人 矯正協会附属中央研究所 研究第三部長
谷村 昌昭	財団法人 矯正協会附属中央研究所 主任研究員
鮎田 実	亜細亜大学法学部 非常勤講師
三井 英紀	作新学院大学総合政策部非常勤講師
綿貫 由実子	中央大学通信教育部 インストラクター

A. 研究目的

「罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図ることを目的」とする当研究の中において、わか藤本グループは、財団法人矯正協会附属中央研究所や、法務省矯正局成人及び少年矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めて生きたいと考えるものである。

B. 研究方法

- (1) 「わが国の矯正施設（刑務所・少年院）に収容された知的障害者の実態調査」
 - ◆ 実態調査を実施した（平成18年度に実施）。
 - ◆ 本調査結果を「内部資料として」研究会内で報告した（平成19年度実施）。
 - ◆ 本調査結果の概要について、一般の人にも読みやすい誤解のない書き方で短い論文を作成し、公表した（平成19年度実施）。
 - ◆ 本調査結果を、公表を前提とする「最終報告書」にまとめ直す（平成20年度予定）。
- (2) 諸外国の動向に関する研究
英米法圏を中心に、オーストラリア（分担研究者 藤本哲也）・アメリカ合衆国（研究協力者 鮎田実）・イギリス（研究協力者 三井英紀）・ニュージーランド（研究協力者 綿貫由実子）と手分けして、諸外国における「罪を犯した知的障害者の処遇に関する研究」を行う。
- (3) 施設参観の実施
 - ◆ 黒羽刑務所・喜連川社会復帰促進センター・加古川刑務所・播磨社会復帰促進センターの4施設を平成20年3月4～8日にかけて参観。
 - ◆ 美祢および島根あさひ社会復帰促進センターの2施設を、平成20年10月31日～11月1日にかけて参観。
 - ◆ 平成21年3月4日～7日にかけて、大韓民国（以下、韓国）における知的障害者福祉施設に関する調査を実施する。

C. 研究結果及び考察

- (1) 「わが国の矯正施設（刑務所・少年院）に収容された知的障害者の実態調査

1 刑事施設における知的障害者

(1) 調査対象者

平成18年10月31日の時点で、全国15庁の刑務所に収容されている受刑者27,024人のうち、知的障害者(医師により知的障害の診断を受けた者又は療育手帳を所持している者)又は知的障害が疑われる者(医師による診断は受けていないものの、臨床判断において知的障害が疑われる者)は410人(男子のみ、平均年齢48.8歳、療育手帳所持者26人)である。今回の調査では比較的規模が大きいな5部制の刑務所15庁を調査対象とした。その内訳は、犯罪傾向が進んでいない者を収容する刑務所(A系列)が4庁、犯罪性の進んだ者を収容する刑務所(B系列)が11庁である。ちなみに、今回の調査対象施設は、いずれも男子施設であり、女子刑務所や医療刑務所は含まれていない。

(2) 調査結果の概要

今回調査した知的障害者(知的障害が疑われる者を含む)の特徴は以下のとおりである。

主な罪名は、窃盗(43.4%)が最も多く、以下、詐欺(6.8%)、放火(6.3%)の順であり、次いで、盗品等関係(5.9%)、覚せい剤取締法違反(5.1%)などとなっている。犯罪の動機は、「困窮・生活苦」(36.8%)、「利欲」(20.7%)、「性欲」(9.3%)の順であり、次いで、その他(8.5%)、激情(6.6%)、遊び(5.6%)などとなっている。事件を起こした際に無職であった者が80.7%を占めている。86.1%の者が中学校卒業以下であり、高校卒業の学歴を有する者は、6.6%である。B系列の刑務所における調査対象者の平均入所回数は6.75回であり、今回の受刑を含め、刑務所への入所回数が5回以上に及ぶ者が54.4%いる。

なお、以下は、今回の受刑が2回目以上の者(285人)についてのデータから得られた結果であるが、出所者全体のデータではないことをお断りしておきたい。①前回の出所時に仮釈放であった者の比率は20%である。②前回の出所時の帰住先が申明しているのは、56.5%であり、その内訳は父母、兄弟・姉妹等の「親族のもと」が27%、「更生保護施設」が10.5%、「知人のもと」が5.3%、「社会福祉施設」が1.1%、「雇い主のもと」が0.7%、「その他」が11.9%である。前回の受刑からの再犯期間が3か月以内の者が32.3%を占めている。また、60%の者が1年未満で再犯に至っている。

また、ここで注意していただきたいことは、今回の調査はサンプル調査であり、上記の比率はいずれも刑事施設における知的障害者全体についての傾向を表すものではないということである。さらには、今回の調査では、調査対象施設の多くが犯罪性の進んだ者を収容するB系列の刑務所であったために、対象者に占める再犯者の割合が高くなっていることである。

(3) 処遇上又は保護上講じている対策

今回の調査では、処遇上又は保護上講じている対策についても調査を試みた。処遇上講じている対策としては、まず、居室配置について、①対人適応能力をみながら居室配置を行う、②昼夜間単独処遇とする、③集団室の場合、同室者の人選に配慮する。また、作業についても、①能力・適性を充分に考慮した上で従事させる作業を選定する、②危険度の高い作業を避ける、③できるだけ養護工場で就業させる、④生産向上で就業させる場合は、作業内容を特化し、対人関係についても配慮する、⑤紙細工、除草等の軽度の作業あるいは比較的単純な作業を選定する。そして、生活指導等については、①面接・行動観察を通じて得た情報をもとに、一人ひとりの能力・個性を踏まえた処遇を行う、②たとえ、規律違反があっても、本人の資質に応じて根気よく指導する、③精神科医との情報交換等連絡を密にする等の配慮がなされているようである。

一方、保護上講じている対策としては、①入所後早い段階で引受環境の調整を行うようにしている、②引受人等と電話・面談により連絡を密にし、円滑な受入れを図る、③釈放後の不安や生活設計について、相談・助言に配慮する、④福祉施設等への入所が必要な者には、帰住先の関連機関と協議するなどして、可能な限り調整を図る、⑤引受人に満期釈放と仮釈放の説明をするなどして受入計画を立てさせる、⑥県の福祉事務所と帰住について調整を図る、⑦満期釈放者に保護カードを公布する、⑧福祉機関への相談方法等について助言指導をする、また、⑨必要時には精神科医による病状に係る紹介状の公布等がなされている。

その他にも、①福祉機関の職員に矯正施設内を見学してもらい、理解と協力を求める、②保護観察所の協力を得て、生活保護の手続に関して便宜を図ってもらう、③一旦更生保護施設に入所させ、そこから福祉施設等への入所手続をとってもらう、④帰住地や保護観察所までの地図、帰り方等を作成し持たせる、等の工夫もなされているようである。

2 少年院における知的障害者

(1) 調査対象者

今回の調査対象者は、平成19年1月1日の時点で、全国の少年院に収容されている知的障害者及び知的障害者に準じた処遇を必要とする者(130人、男子113人、女子17人、平均年齢17.5歳、療育手帳所持者29人)である。ちなみに、調査時点での平成18年12月末日現在の少年院在院者数は4,060人である。

(2) 調査結果の概要

①主な非行名は窃盗(44.6%)が最も多く、以下、強制わいせつ(9.2%)、傷害(8.5%)、放火(5.4%)の順である。②非行の動機としては、「利欲」(35.4%)、「遊び」(13.8%)、「共犯者の誘い」(12.3%)、「性欲」(13.3%)を挙げた者が多い。③学歴は、中学校卒業が43.8%、高校中退、高校在学、中学校在学がそれぞれ15.4%である。④対象者の92.3%が今回初めて少年院に入院した者である。⑤今回の入院が2回目以上の者(10人)のうち、60%が前回出院後、1年以内に再非行に至っている。⑥非行時の居住状況は、80%の者が家族と同居しており、身元引受人として実父母(またはその一方)を挙げる者の比率は82.4%である。

(3) 対象者に対する教育内容

少年院に収容されている知的障害者に対する教育への配慮としては、①考査期間・新入時オリエンテーションの延長を図る、②個別面接回数を増やす、③個別処遇を増やす、④個別・集団の心理療法を実施する、⑤被承認体験を持たせるように配慮する、⑥資質に適した教材を準備する等が試みられている。

総じて、資質をよく理解した上で心理療法やカウンセリング方法等を応用して被害感を低減させる、自己表現能力を高める、自信を持たせる等の社会適応のための個別的な処遇を展開しているようである。

しかしながら、保護環境の調整上問題もあるようで、①帰住環境が劣悪なため、引受人の元へは帰せない、②更生保護施設に少年枠が少ないばかりか、なかなか引き受けてもらえない、③広域収容施設では、遠方の帰住調整が難しい、④性犯、放火犯の場合は地域感情が極めて悪く、帰住調整に苦慮する、⑤住民票はあっても、生活の拠点が無いとして、福祉サービスを拒否される、⑥障害者支援法の施行により、強制的に施設入所をさせられないばかりか、利用者負担が多額になり、保護者が負担できない、保護者がいないという場合には、施設を利用できない、⑦引受に積極的でも監護力のない親、子どもの収入が目当ての親など、引受人として不適切な親がいる等の問題が提起されている。

ここには、障害を抱える少年院在院者の場合、劣悪な保護環境、保護者の低い保護能力等が重なる上、更生保護施設、福祉関係施設からも受入れを拒否されるなど、社会復帰への窓口が極めて狭くなっている、あるいは帰住調整が極めて難しくなっている現状が浮き彫りになっている。

これらの諸問題に対応するために、職員が講じた具体的な打開策としては、①保護観察所及び福祉事務所との連携で施設帰住を図る、②地方更生保護委員会との連携を密にして、更生保護施設への帰住をはかる、③療育手帳の発行・再発行手続を進めるために、判定のための外出、判定会議への出席等につき手を尽くし、調整方針を定める、④近隣地域の障害福祉課に連携・協力を求め、施設の紹介、面接、さらには入所をお願いする、⑤少年・保護者ともに知的障害がある場合、保護観察所、帰住地の社会福祉協議会との連携を取り、出院後福祉サービスを受けることができるようにする、⑥少年・保護者双方が問題点について理解が深められるよう、保護司等第三者に協力を求める等のことが報告されている。

こうしたことから分かることは、それぞれのケースに応じて、各施設が様々な工夫を重ね、関係機関の協力を得るべく努力している姿である。将来的には、現場の努力だけに頼らない適切な施策の樹立の望まれるところである。

3 実態調査結果に基づく若干の政策提言

以上においてみたように、今回のサンプリング調査の対象となった受刑者27,024人中、知的障害又は知的障害が疑われる者は410人であり、そのうち、療育手帳所持者はわずか26人(410人に対する比率は、6%強)であった。また、全国の少年院在院者についての調査では、4,060人中、知的障害又は知的障害が疑われる者は130人であり、そのうち療育手帳所持者は29人(22%)強であった。この結果をみると、成人に比べて少年の方が療育手帳の所持率は高いといえるものの、施設から社会へ復帰後も様々な面から福祉的ケアが必要な知的障害者にとって、療育手帳の所持率は大変に低いように私には思われる。

しかしながら、現在のところは、残念ながら、矯正施設収容中に療育手帳取得申請を行うにしても、地方自治体における発行の認可基準や、認可に必要な精神診断の方法が異なるなど、煩雑な務手続きが取得上の隘路となっている。そこで、認可基準の統一化や、診断場所を矯正施設でも可能とするなど、認可や診断の確実性を担保し

つつ、手帳取得関連のための行政手続きを柔軟化・簡便化するような方策を整備する必要があるであろう。

以上のことを要約的にまとめれば、まず第1には、矯正施設に収容されている知的障害者が、療育手帳を容易に取得できるような体制作りが必要であるとの提言が可能であろう。

つぎに、今回の調査結果では、前回の出所時に親族のもとに帰住した知的障害受刑者が27%しかいないことが判明しているが、知的障害者の再犯防止のためには、何よりも安定した帰住場所の確保が欠かせないのであるから、更生保護施設の増設や収容能力の拡大等、収容施設の設備をも含む社会内での知的障害受刑者の受入れや支援体制の基盤整備が必要であるように私には思われる。

したがって、第2には、更生保護施設の増設等知的障害者に対する社会内での受入れ態勢の整備が求められることと、併せて、知的障害受刑者等の社会福祉施設への受入れや出所後の福祉サービスの提供が推進されるよう、犯罪や非行をした者を指導する社会福祉施設を支援する体制の整備が必要であるとの提言が可能であろう。

さらには、知的障害受刑者等の社会復帰に向けて、矯正施設収容中から福祉関係者と協議・調整を図り、出所後の福祉支援が円滑に行なわれるよう、都道府県単位等で福祉関係者と矯正・保護関係者による定期的な協議会を設ける必要があるように私には思われる。また、矯正施設出所後に矯正施設所在地とは異なる都道府県に帰住する者や住所が定まっていない者についても、福祉支援に向けた協議や調整を行うことができるよう、体制を整備する必要があるであろう。

したがって、第3には、関係機関の連絡協力体制を整備する必要があるとの提言が可能であろう。すなわち、多機関連携の必要性である。

4 おわりに

刑事施設における知的障害者の実態調査は、あくまでサンプル調査であるという限定はあるものの、その調査結果に基づいて、前述のようにいくつかの政策提言が可能となった。

(2) 諸外国の動向に関する研究

諸外国における「罪を犯した知的障害者の処遇に関する研究」については、下記の通り論文にまとめた。論文は『厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）報告書 罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究（平成18-20年度）』に収録した。

- ① 三井英紀「英国における若年犯罪者間の知的障害者の実態調査研究について」
- ② 鮎田実「アメリカ合衆国における精神遅滞犯罪者の処遇」
- ③ 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と刑事司法制度」
- ④ 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」
- ⑤ 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害犯罪者対策」
- ⑥ 綿貫由実子「ニュージーランドにおける罪を犯した知的障害者の処遇について」

(3) 韓国における知的障害者福祉施設に関する調査報告

平成21年3月4日～7日にかけて、大韓民国（以下、韓国）における知的障害者福祉施設に関する調査を実施した。我が国と異なり、韓国の矯正施設には知的障害受刑者が見当たらないという情報を韓国法務省から得たことから、それでは一体どのような処遇がなされているのかを確認するための訪問であった。

また、民営化によって柔軟な政策が可能となり、かつまた成果を挙げてきた欧米各国の状況に鑑み、韓国の民営刑務所の実情についても調査を行う予定であった。しかし、昨年秋以降の世界的な経済不況の影響で韓国経済が大混乱となった結果、民営刑務所は足踏み状態にあることが確認されたことから、今回の調査報告からは割愛せざるを得ない状況となったことをここに断りしておきたい。

1 大韓民国の現状について

我が国の外務省の海外情報¹⁾によれば、大韓民国は、日本の約4分の1の面積と、約4846万人の人口（2007年現在）を有する国であり、社会・文化に儒教の影響を色濃く受けた、韓民族の国であると説明する。また、韓国の宗教事情について同情報は「仏教（25%）、プロテスタント（20%）、カトリック（7.4%）、その他」と説明するが、これに対して、韓国では、特に日本の支配下に入って以降の厳しい時代に、彼らを心身ともに支えてきた宗教としてキリスト教を信仰する者が少なくないという指摘もあるのである。

このように、韓国社会における宗教の影響力は我が国以上に強いようであるが、それは法務省矯正局の処遇の

中にも如実に現れている。例えば、我が国の刑務所が許容する宗教活動は、原則的には宗教教誨のみであるが、韓国では宗教教誨に加えて、被収容者の収容を宗教別に、仏教徒・プロテスタント・カトリックと分けている²のである。「被収容者の改善更生・社会復帰に宗教が有用であるという観点からの措置である」と説明されるが、このような韓国矯正の動向を一層進めたものとして、韓国の民営刑務所がある。

李明博大統領が理事を務めるキリスト教系の宗教団体である「アガベ」が母体となって民営刑務所の設立を計画してきたこともあり、我々の、2009年3月の参観実施時期には建物の完成等も期待されたが、近年、韓国の刑事施設が過剰収容状態を脱する方向にあることや、特に、昨年秋以降の世界的な経済不況によって韓国経済が混乱を極めていることなどから、その建設は大幅に遅れていた。しかしながら、その計画は現在も進行中であり、宗教によって悔い改めさせることが被収容者の改善更生・社会復帰に役立つと考える韓国の民営刑務所は、我が国から見れば特異な存在ともいえるが、我が国の刑事政策学者のみならず、今後の動向を見守っている者が少なくないことも、紛れもない事実なのである。

このような宗教の影響は福祉の分野においても広く見られるが、今回参観させていただいた知的障害者施設の中には、プロテスタント系の影響を受けていることを伺わせる施設が含まれてはいたものの、そのいずれの施設も宗教団体が前面に出るような宗教色の強い施設ではなかったと考えている。

2 韓国の知的障害者処遇の実情

当初、韓国の矯正施設内に知的障害者が収容されていない理由として、「宗教団体が運営する知的障害者施設等がきちんと面倒を見ているからだ」という見解を聞いていたが、今回我々が訪問した「南部知的障害者総合福祉館」・「灯台の家」・「障害者職業再活施設」のいずれもが、宗教団体が母体となって運営する施設ではなかった。また、ソウル市からの委託で運営されている南部知的障害者総合福祉館の担当者から、韓国の知的障害者の実情を伺うことが出来たので、以下、その情報を中心に簡単に説明したいと考えている。

① 韓国の知的障害者数について

韓国では全人口の2.5%程度、約14万人に知的障害があると推定されているということである。しかし、特に地方では、親が子供に知的障害があることを認めたがらない傾向が強いため、今後どう掘り起こし、福祉につないでいくのか課題であると指摘していた。

知的障害があるかどうかの診断は、南部知的障害者総合福祉館でも行うことが出来るが、原則的には精神科医の診断によって、軽度・中度・重度の3段階に分けられるということである。しかし、我が国では軽度と診断される者がその大半を占めているのに対し、韓国では、軽度(45000人程度)・中度(55000人程度)・重度(42000人程度)と、各段階に診断された人数がほぼ同比率であるという違いがある。

② 障害者福祉施設の数

韓国の福祉施設は、全国147箇所であり、全障害者を対象とする総合福祉館が118施設、視覚障害5、知的障害7、重度の脳損傷者を対象とする施設が11、聴覚障害が5施設あるということである。韓国における2007年現在の障害者調査の結果は、障害者の多い順に、身体障害・視覚障害・知的障害と続くということであるから、その多くが総合福祉館に入所していることがわかるだろう。

そして、これらの施設の運営形態については、社会福祉法人が81、社団法人が39、財団法人18、学校法人7、地方自治体1であり、我々が当初聞いていたような、宗教法人が運営する福祉施設というものが存在しないことが明らかとなった。

③ 罪を犯した知的障害者の存在

韓国には知的障害受刑者はおらず⁴、万引きや性犯罪などの問題はないでもないが、社会問題化もしないければ、福祉上の問題ともなっていないということであった。また、引受人としては親・兄弟がおり、彼らが面倒を見ているので問題ないが、誰もいない場合は、生活支援施設に収容されるということであった。

しかし、その後訪問した「灯台の家」や「障害者職業再活施設」で見たものは、親に捨てられた子供が少なくないという現実であり、「障害者職業再活施設」で働いている知的障害者の3分の2、そして「灯台の家」に収容された障害者の多くがそうであるという、厳しい現実を目の当たりにすることとなった。

このことから見ても、「韓国に知的障害受刑者はいない」という現実には、十分に注意して考察を加えるべき事情であると言わざるを得ないことを確信するに至った次第である。

④ ボランティア等の人手の確保

知的障害者であることを適格に判断し、できるだけ早いうちから彼らにふさわしい教育や処遇を受けさせることは、知的障害者自身にとっても家族にとっても重要なことであるとは認められながら、自分の子供がそうであることを受入れ難い親が少なくないことは、我が国も同様である。そして、このような親が自分の子供の状態を

正しく受け入れ、適切な支援を受けながら、地域社会内で自立した生活を送れるようになるには、まず第一に地域住民の理解が必要であろう。このため現在韓国では、知的障害者に対する偏見を除去するための啓蒙活動にも力を入れているということである。

しかし、韓国が我が国と比べて間違いなく優れている点は、韓国では「ボランティアがあふれている」という現実であろう。業種によって免除される者がいるとはいえ、現在、韓国国民一人一人に、ボランティアとして一定時間働くことが課されているというのである。このためもあるのか、我々が訪問した施設からボランティア等の人手の確保が困難であるという話を聞くことはなかった。

このように、実質3日の韓国参観から得た情報だけを見ても、韓国における知的障害者処遇の実情は、我が国とは似て非なる状況にあることは明らかであるが、我が国が参考とすべき点もあろうと考え、以下、施設ごとに報告していくこととしたい。

3 南部知的障害者総合福祉館

1986年に、ソウル市が2番目に開設した、市立の知的障害者を専門とする福祉施設であり、ボラメ公園という公園内に⁵に設立されている。年予算と人件費はソウル市の負担で支払われていることから監査は入るものの、原則的に資金提供を受けているだけの関係で、運営も職員の人事も独自に行うことが可能な関係にあるということである。

職員数は、社会福祉士や特殊教育の専門家等のスタッフを含む55人からなり、利用者数は、障害者の家族⁶を含む250人程度であるという。施設利用費は、原則実費払いだが、困窮家庭の場合⁷は無料となる。幼児から成人までのすべての知的障害者を対象とし、一人一人が地域社会の中で自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的としている。また、同施設は、我が国との相互交流も行っているとのことであった。

組織は、館長・事務局長以下、7チームが活動しており、以下、チーム毎に報告する。

① 「教育再活チーム」(educational rehabilitation team)

知的障害児(12ヶ月～36ヶ月・幼稚園・小学校等)である幼児・児童等を対象とした特殊教育を支援する(グループ指導)。また、小学校通学児童の放課後活動支援や、家族支援プログラム(父母相談・教育・家族キャンプ等)を実施している。

② 「医療再活チーム」(psychiatric rehabilitation team)

心理検査や、音楽療法・言語療法・身体機能の向上を図るための物理療法等も行う等、主に治療的な分野を支援するチーム。

③ 「職業再活チーム」(vocational rehabilitation team)

高校卒業後に入所し、企業で就職するための支援を行う。成人⁸対象。自治会の組織や、adaptation of job という「働く」ことを訓練するための就業の場を設け、就職に向けた指導・取り組みを行う一方で、sheltered work shop という場を設けて、施設内の一区画ながら、一人前の労働者として給料を得ながら働く場を提供したりもしている。参観日当日は、色鉛筆のケース詰めの作業を実施していた。

④ 「社会再活チーム」(social rehabilitation team)

青少年の社会適応プログラム等、地域社会内で生活するための相談・テストを行う他、ボランティアの受付等も行う。

⑤ 「総務・企画チーム」

地域社会に対して障害認知の変化を促すための様々なプログラム⁹を実施している。

特に子供を対象としたプログラムを重要視しており、「非障害児童認識改善授業」等を通して、社会の偏見改善の努力を行っている。また、知的障害児童と非障害児童との統合キャンプなども実施しているとのことである。

⑥ 「デイケアセンター」(重度の障害者を対象とする。)

⑦ 「グループホーム運営チーム」

現在、同施設は7つのグループホームを運営・支援しているとのことである。

このような活動の他に「特化事業」の一つとして、発達障害等を含む75名の知的障害者を対象としたIT教育が行われている。しかしながら、韓国においても障害者の就業は難しく、企業には全社員数の2%にあたる人数の障害者雇用が求められているものの、雇用よりも負担金の支払いを希望する企業が多いこともあり、知的障害者の自立した地域生活支援にはまだまだ困難があるとのことであった。

4 障害者職業再活施設

ソウル市内にある南部知的障害者総合福祉館が第2次・第3次産業での就業を目指しているのに対して、この施設は、第1次産業による知的障害者の自立を目指して職業訓練を実施するとともに、就業する機会を提供している施設である。

1989年に韓国で最初に創設された、知的障害者を対象とした農作業中心の職業訓練施設であるが、設立当初から反対運動に直面した結果、38度線沿いにある韓国軍の軍事施設近くに開設せざるを得なかったということである。しかしながら、軍事施設の近くであったために、農地開墾に軍の協力を得ることができたという利点もあったという。

東京近郊での生活に慣れた我々には、「今なお山深い山村の奥地にある施設」と見えたのだが、有機農業やボランティア体験を求めてやって来る一般人が宿泊できるペンションも併設しており、特に子供に農業体験をさせようとする家族連れの利用が多いそうである。料金は1日6万ウォンで、年間8000万ウォンの収入が得られるそうである。また、年間のべ1万人のボランティアが活動の支援をしているとのことであった。

農業に着目した理由は、「知的障害者は難しい仕事よりも体を使った仕事の方が適している」というものであったが、実際にやってみると「園芸療法として有効」であり、「自分が作った野菜を自分で食べる」ことを通して「自分の役割を実感する」という効果もあったということである。また、ペンション経営等を通して一般人と関わる機会を持つことも、知的障害者に刺激を与え、彼らの改善に役立っているとの説明を受けた。

現在41人がここで働いているが、全員、IQ70以下の知的障害者であるという。入所条件は、20歳以上の健康体であることと共同生活ができることであり、特に重要な「共同生活ができるかどうか」については、2ヶ月間の様子を見てから入所を決めるということであった。同施設では、給料を得ながら、自立した生活が送れるように、職業訓練と同時に日常生活訓練を行っている。彼らは60万ウォンの給料¹⁰を手に来るのだが、自分で管理することが難しいため、院長が管理し、彼らが自立する時に支給するというシステムを採っているとのことであった。また、彼らはいずれも同施設の近郊にあるグループホーム¹¹で生活しており、そこからマイクロバスで通勤しているということであった。

このように順風満帆にも見える施設であるが、問題もあり、福祉施設でありながら農作業については農林省の管轄下に入るため、2つの省庁の間で様々な困難に直面しているということであった。また、人件費が高むためか、農機具等も十分でなく作業が難しいとのことであった。寒冷地のためビニールハウスの中にまたビニールハウスを作る等の工夫も行うが、農業を使わない有機農法を実施しているため大変であるという苦勞も聞かれた。

しかし、このような施設職員之苦勞と創意工夫の上に障害者福祉が成り立ってきたにも関わらず、特に近年の世界的な経済不況の影響で、韓国国内では、非障害者が、様々な保護を受けている障害者を妬む傾向が出てきているという話もあるということであった。

5 灯台の家

1988年に無認可の知的障害者施設として始まり、2004年に法人化し、2005年から政府の支援を受けることとなった知的障害者施設である。しかしその結果、現在の入所対象者は、「生活保護を受けている者」か「施設が所在する天安市の市民」であることが条件となり、自費での入所者は受け入れられないこととなってしまったということである。

現在は51人の知的障害者(13~70歳、男32人・女19人、重度の者が多く、比較的知能が高い者でもIQ50~60とのことであった)が生活しており、26人の先生(夜間当直はあるが全員通勤)が、彼らの教育・文化活動・治療に携わっている。脳性まひ等による肢体不自由な者に対する物理療法などの設備も整った施設であるが、施設の新築に資金を使い果たしたために、院長先生は施設内にある4坪の部屋で知的障害者とともに暮らしていると、事務長が明かしていた。

この施設の教育とは「生活教育」であり、基本的な生活さえできない人が入所してくるために、「彼らが人として生活できるよう教育する」ことを重視している。例えば、お金の概念がわからない人に「支払う」ということを教えるとか、入所時に歩けなかった人の身体能力の維持・向上を図るといったことを重視しているという。また、敷地が狭いため近く土地を借りて、園芸療法を実施する等の努力を行っているということである。また、我々の訪問時に一部の入所者が韓国伝統舞踊で迎えてくれたが、地域の催しなどで彼らの舞踊を披露する場があり、その発表に向けて、日々練習を重ねているとのことであった。

この施設の入所者は身寄りのない者が多く、終身での入所を考えてきたが、韓国政府が2015年までに、知的障害者のグループホーム化を求めていることもあり、現在準備中とのことであった。しかしながら、同施設の入所者は重度の者が多く、その対応に苦慮しているという。また、院長自身が現在、保護と自立の間で悩んでいる

とも告白していた。

6 おわりに

以上雑駁ながら、韓国施設参観について報告させていただいた。

今回の施設参観で印象的だったのは、いずれの施設でも職員が元気で、知的障害者に対して誠実に向き合い、真摯に努力されていることであった。非常に皮肉な見方をすれば、非障害者が「逆差別だ」と感じる程、保護が行き届いているということもできるだろうが、このような社会感情が今後の障害者福祉にどのような影を落とすのかが心配でもある。

今回の参観で目にしたものは、「韓国には知的障害受刑者はいない」という現実と、様々な困難に直面しながらも前向きに頑張っている障害者福祉の現実であった。しかしながら、親が障害のある我が子の養育を放棄するという現実、親自身の問題ばかりではなく、親が養育を放棄せざるを得ないと感じるような韓国社会の厳しさがあることに他ならないのではなかろうか、という疑問を抱かされたのも事実である。

韓国の知的障害者処遇を参観し、職員の皆様の真摯な努力に頭が下がる思いであったことは我が国の障害者施設でも同様であるが、我が国と似て非なる国の韓国の状況を知る機会を得られたことは、諸外国の研究を通して「罪を犯した知的障害者の地域社会生活支援」を考える我々にとっては、非常に有益な機会を与えてもらったことに他ならない。心からの感謝を表せる研究となるよう、今後も精進していきたいと考えている。

1 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html>

2 このような韓国の矯正の現状を確認するためにも、天安少年刑務所・麗州刑務所・水原拘置所の参観を実施した。特に、韓国のIT刑務所とも称される麗州刑務所では、民営刑務所の設立予定地の近くにあることもあり、今後、民営刑務所において勤務する民間人の訓練を実施する予定であること等の情報を確認したことについても、ここに併せてご報告させていただく。

3 「再活」は韓国語の漢字表記であるが、英語のRehabilitationの訳語のようである。

4 この見解は、今回我々が訪問した複数の矯正施設からも確認済みである。

5 公園内に設置したことで、一般市民と一緒に運動するなど、地域社会とふれあう機会が確保できるという利点が認められると説明を受けた。

6 特に、障害児教育には親の協力が必要であることや、親が子供と向き合っていくための支援も行っていること等から、利用者数に「障害者家族を含む」のだということである。

7 韓国では、障害者自身に対する経済的な支援はないが、月収70万ウォン未満の家族に対する経済的な支援は行われているという。(現在、急激なウォン安にあるため、近年の平均的なレートでいえば、概ね1円が10ウォンに相当するとみなすことができるだろう。)

8 韓国は19歳以上を成人とするが、一般に、高校卒業がその境目となっているようである。

9 例えば、毎年4月2日(障害者の日)に公園内で写生大会を実施し、優秀賞に選ばれた絵をマグネットにして配布するなどの試みを通して、知的障害者は何も出来ない人ではなく、彼らなりの能力や可能性があることをアピールするとともに、彼らに対する理解を求めるとの広報活動も行っているということである。また、1991年には知的障害者の合唱団を結成するが、この頃まで、韓国では、知的障害者が文化的な活動に参加することは、非常に珍しいことであったという。(なお、前述の写生大会は1987年に始まり、現在では毎年2000人もの応募があるということである。)

10 この施設は、ペンションの収入や、米・唐辛子・芋・野菜等の農産物やコチュジャン等の調味料等の加工品の売り上げで1億8000万ウォンの収益を得る一方で、国家からの補助金等も受けているため、比較的高額な給料を支払うことができているといえよう。前述の南部知的障害者総合福祉館を無料で利用できる「生活困窮家庭」の基準が70万ウォンであることと比べても、恵まれた金額であるといえることができるだろう。

11 1部屋4人×4部屋が1軒のグループホームであり、職員の支援を受けて生活している。また、施設内で結婚することが決まった2組のカップルは、施設入り口近くにある赤い屋根の家で生活しながら、同施設に通勤しているとのことである。

D. 結論

今回、分担研究者として行った知的障害犯罪者に関する実態調査は、我が国において初めての試みであり、調査対象者に限界はあるものの、従来、とすれば、法務サイドと福祉サイドの連携がないままにそれぞれの立場から施策が進められ、出所後の生活環境の改善や支援体制が充分に行われず、再犯に陥っていた状況を改善するための指針を提供する基礎データが収集されたことに、今回の研究の意義があるのではないかとと思う。